

越後山猿

第7号

発行日：平成19年4月11日発行
和光市越後山土地画整理組合
住所：和光市南1-20-34
TEL：048-462-2611
FAX：048-450-1545

第6回総代会が開催されました



去る、3月16日午後7時より、組合事務所会議室にて第6回総代会が開催されました。和光市建設部の加藤都市整備課課長をはじめ、埼玉りそな銀行の田島副支店長・武蔵野銀行朝霞支店の宮崎支店長を来賓に招き、総代総数13名のうち、12名の出席にて、下記議案が可決されました。



議案第13号

和光市越後山土地画整理組合平成18年度収入支出補正予算（第3号）について

【説明】

第3号補正の大意は、和光市からの補助金の一部繰越と年度末における不用額の補正です。主な内容は、下記の通りです。

和光市補助金6千万円を減額し繰り越します。

移転補償費は、予備費を流用して増額します。

収入支出それぞれ5千997万4千円の減額を行いました。



議案第14号

和光市越後山土地画整理組合平成19年度収入支出予算について

【説明】

平成19年度予算ですが、昨年よりも委託費は減少し、工事費が増加します。これは、事業が調査設計段階から、工事段階へ進捗している為です。又、保留地の一部処分を行い、平成17年度に借入した事業資金を償還します。主な内容は、以下の通りです。

《収入》

和光市補助金・保留地処分金・借入金を予定しています。また、まちづくり交付金が交付されますと増額の補正を行います。

《支出》

工事費・委託費には、平成18年度繰越分が含まれています。

（工事予定箇所裏面参照）

補償費は、工作物等の移転補償費のほか、工事の支障となる電柱の移設費も含んでいます。

事務所費は、事務所の運営費で平成18年度と同じ水準で計上しています。

借入金は、今年度償還予定の平成17年度借入分と、本年度を含む平成18年度以降の借入金利子を計上しています。

収入支出予算額6億146万4千円となります。

（右記表参照）



収入の部

（単位：千円）

款	項	本年度予算
1 補助金		200,001
	1 国庫補助金	1
	2 市補助金	200,000
2 保留地処分金	1 保留地処分金	124,000
3 借入金		216,800
	1 長期借入金	206,800
	2 一時借入金	10,000
4 雑収入		2
	1 預金利息	1
	2 雑入	1
5 繰越金		60,661
	1 前年度繰越金	661
	2 市補助金繰越	60,000
収入合計		601,464

支出の部

（単位：千円）

款	項	本年度予算
1 工事費		173,290
	1 本工事費	116,400
	2 雑工事費	22,300
	3 繰越工事費	34,590
2 補償費		60,000
	1 移転補償費	45,000
	2 損失補償費	10,000
	3 移設費	5,000
3 委託費		230,775
	1 委託費	205,365
	3 繰越委託費	25,410
4 会議費	1 会議費	120
5 事務所費		24,398
	1 報酬	4,160
	2 諸手当	100
	3 旅費	6,630
	4 営繕費	1,000
	5 需用費	2,765
	6 備品費	500
	7 借上料	4,000
	8 保険料	120
	9 委託料	753
	10 雑費	4,370
6 借入金		107,500
	1 借入金償還金	96,000
	2 借入金利子	11,500
7 予備費	1 予備費	5,380
8 繰越金	1 繰越金	1
支出合計		601,464

借入の部

（単位：千円）

借入の目的	借入限度額	利率
組合運営費	206,800	年利3%以内

議案第15号

保留地処分規程について

【説明】

保留地を処分するために定めるのが、保留地処分規程です。

保留地処分規程は定款第9条第3項の定めにより、総代会の議決を経て定めるものです。これは、『土地区画整理事業実務標準』を参考に当組合の実情にあった形で作成しています。

当組合は業務代行方式により、『業務代行基本契約』に基づき、業務代行者への一括処分が可能となるように作成されています。

他の組合では、保留地を入札や抽選による方法で処分をしていますが、昨今の経済情勢から思うように処分が進まず、事業資金が確保できずに事業が難航し、保留地を処分するための販売経費も多額のものとなっているようです。

業務代行方式は、売れ残りのリスクを回避し、業務代行者への一括処分により、まとまった事業資金を見込める為、事業を円滑に進める事が出来ます。

詳細をご覧になりたい方は、組合事務所まで、ご来所・お問い合わせ下さい。



組合からのお願い

土地や建物の権利変動等については組合へお知らせ下さい。

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、換地設計を行う上で、把握しておく必要があります。相続や土地・建物の売買等で、権利に変動が生じた場合は、組合へお知らせ下さい。

区画整理事業地内は、土地区画整理法第76条の規制区域となっています。

建物の新築・増改築や土地の形質変更等は知事の許可が必要となり、組合へ届け出なければなりません。建物の新築や増改築をお考えの方は、組合まで、ご連絡・ご相談下さい。



事業の進捗状況と今後の予定

平成18年度を終え、今年度は調査設計業務委託の事業から、工事主体の事業へと進捗していきます。平成18年度終盤は、調査設計業務に加え、移転補償契約を締結し、工作物の移転を履行して頂いております。ご協力いただいている方々には感謝申し上げます。

今年度は、3回目の土地利用意向調査の実施・夏から秋に向けての仮換地指定を行う予定です。皆さんが一日でも早く土地利用できるように事業を進めていますので、ご理解とご協力をお願い致します。

また、組合では、『緑の多いまち』という意向調査の結果を反映させる為に、越後山に現存する『みどり』（樹木等）を可能な限りまちづくりに活かしたいと考えています。現在、地区中央（公園予定地）にある竹林の一部と柿木を譲り受け移植する予定です。皆様から譲って頂ける樹木等がございましたら、組合へご一報下さいませ様、重ねてお願い致します。

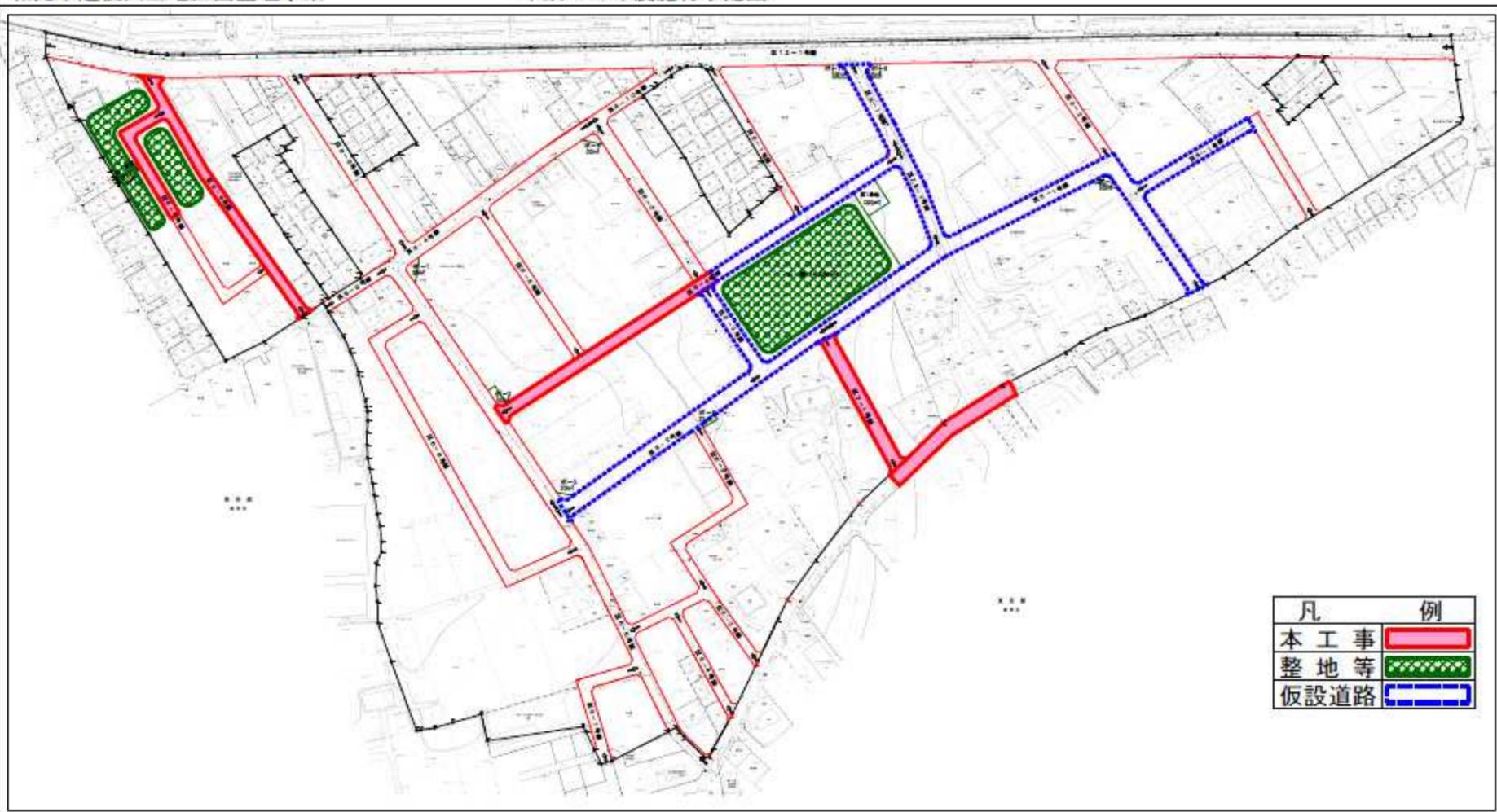


竹林保存の立会いの様子



和光市越後山土地区画整理事業

平成19年度施行予定図



平成十八年二月 第一版